マーリーズリビューと源泉地ベースの国際資本課税

青山慶二*

要　約

マーリーズレビューの中の「国際資本課税レポート」（Griffith, Hines,Sorensen）は，法人税の究極的仕組みとして，正常収益（Normal return）を課税免除し，純利益（Pure profit）乃至は超過収益（Economic rent）のみを課税ベースとする「源泉地ベース」での 資本所得課税方式を提唱している。

法人所得を対象とする従来の国際課税のルールは，納税主体を全世界所得課税の内国法人と国内源泉所得課税の外国法人に区分し，能動的所得（事業所得）と受動的所得（利子･配当･使用料などの間接的投資所得）の特性に応じて，前者については源泉地課税を優先し，後者については居住地国課税を優先するというマトリックスを基本としてきた。しかし，複雑・高度化した多国籍企業の経済活動により生み出される利得を課税管轄国が納得する形で配分するための仕組みとしては，上記の納税者・所得区分別に法的二元主義で整理された現行スキームは徐々に機能不全の兆候を露呈しつつある。すなわち，国境を越えて容易に行われる法人格移動が所得移転の裁量性を拡大するとともに，国境を越える取引価格操作による所得移転に関しては，能動的所得と受動的所得の区分の相対化の下，移転価格税制における独立企業原則の適用振りの変容（比較対象取引発見の困難に起因するデータベース依存及び営業利益ベースでのリターン率に着目した所得配分手法への傾斜）にみられるとおり，ミクロ経済学の知見を加味した大幅な修正を余儀なくされているのである。

マーリーズレビューの提唱する超過収益に限定した源泉地ベースの法人課税方式には，投資家と企業家段階での二重課税解消の徹底のメリットに加え，法人所得に係る国際課税の対象を超過収益に限定することによる，国境を越えた所得配分ルールの一元化・明確化と執行の簡素化という効果が見込まれ，現行制度に対する一つの改革の方向性を示唆するものとも認められる。

Ⅰ．はじめに

マーリーズリビューの中の論文“International Capital Taxation”（Rachel Griffith, James Hines, Peter B. Sorensen の共著，以下では「国際資本課税レポート」と略す）では，国境を越えた資本保有に基づき発生する事業所得に対する課税という観点に立てば，英国が将来採用すべき法人税の究極的な仕組みは，正常収益（normal return: リスクフリー債券に対する利子率を想

＊　筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

定）を課税免除し，純収益（pure profit）のみを課税ベースとする源泉地ベース（source-based）での資本所得課税方式と提案している[1)]。即ち，法人税を事業を行う法人段階で課す資本所得課税と捉え，正常収益相当額の損金算入を認めて，超過収益（レント）のみを法人税の課税ベースとする課税手法である。

法人税をテーマとする国際課税の議論は，近年，主要なステークホールダーである多国籍企業の関心事項である，国境を越えた事業活動に伴う課税管轄間の法人事業所得の課税ベース配分方法を中心テーマとして行われてきた。すなわち，移転価格税制や恒久的施設（PE）課税における独立企業原則の適用に代表的にみられるとおり，事業体単位での課税ベース算定を所与の前提とし，それが競合して二重課税が発生する場合に，課税ベースを各国に所在する関連企業間（親会社・子会社間あるいは本店・支店間）でどのように配分するのかの議論である。そのような実務的（或いは実利的ともいえるが）テーマに慣れている国際租税の実務家出身の研究者の目から見ると，投資家と法人を通じた国際課税のあり方を背景とした体系的所得課税論に基づく上記レポートの提案は，普段食べなれていない３星レストランのフルコースのディナーの感があり，以下の実務的関心に主として依拠した考察手法では，その料理の本来の味わいを損なうのではないかと正直懸念されるところである。

しかし，私見によれば，英国の中長期的税制改革の方向性を検討するマーリーズリビューにおいて，国際法人課税に関する提言として投資家・事業体を通じた資本所得課税方式が提案されるに至った背景には，皮肉にも，（実務的かつ技術的と考えられる）多国籍企業の課税ベース配分ルールの適用において直面している解決困難な状況もその要因の一つではないかと考えられるのである。それは以下の理由による。

近年，事業所得の課税ベース配分問題は，厳しい財政事情を抱える先進国のみならず，開発のための資金を必要とする途上国の歳入当局の問題意識にも合致して，当局・納税者の双方から重要視され，独立企業原則を中心に理論の精緻化と課税手法の多様化・弾力化が図られてきた。しかし，その独立企業原則自体，無形資産や役務取引を中心に複雑化する関連者間取引の中で，比較対象取引を見出すことが困難であることや独立企業間価格算定方法についての各国が納得する共通の実務的ガイダンスが不整備などの理由により，機能不全に陥っているとの指摘が有力になりつつある。そのことはマスコミで頻繁に報道される大型の二国間二重課税事例でも実証されているところである。

グローバル化の進展の中で課税ベース配分をうまくできないことによる上記の関連者間の二重課税のリスク（取引当事者間で取引を通じて発生する経済的二重課税）と，法人税制の設計方式の如何により投資家と事業体との間で発生する二重課税のリスクは，法的性格及び経済的帰着の観点からは，本来異質のものである。しかし，両者は多国籍企業の国境を越えた事業運営のコンテクストで見れば，課税管轄間で税制調和が達成されていないことによる「投資リターンに対するかく乱」により親子会社間で発生するものであるという意味では経済的には同等のものである。従って，もし法人税制の抜本改正が，同時に国際課税の長年の課題にうまく答えうるというのであれば，理論的整合性の検証は別途必要としても，それなりに十分feasibleな国際租税法の処方箋と評価してもよいと考えられる。本レポートで提起されている，海外子会社配当を非課税とする免除方式を併用した源泉地ベースの超過収益課税方式はそのような役割を果たすものとしても位置づけられう

1）Rachel Griffith, James Hines, Peter Birch Sorensen, “International Capital Taxatrion”（2008.3.11,IFS）P..65~ 同論文では，その前段階で当時英国で検討が進行中の国際租税の２大改革案（二重課税回避措置としての外国税額控除制度と海外子会社配当非課税制度の比較検証及びEUにおける共通法人税タックスベースを中心とした多国籍企業の移転価格問題への対応策）も議論している。

るのではないかというのが，筆者の受止め方である。

なお，課税ベース配分という土俵においては，独立企業原則の更なる精緻化とそれに対するアンチテーゼとしてのいわゆる定式配分方式の導入の２方向での処方箋についての議論が学界・実務界において依然として活発に展開されており，それらも二重課税防止という納税者ニーズに対応するものとして優先度の高い議論であることは否定できないであろう。しかし，現在の閉塞状況を打開する上では，本レポートのような抜本的改革案を検討することも，税制立案者に対し国際課税改革に対する新しい視点を提供するきっかけになるものと考える。

本稿では，このような問題意識の下で，上記レポートを分析・検討する。従って，当該問題意識に関連する部分のみを考察の対象とするので，たとえば，ACE（Allowance for Corporate Equity）課税方式そのものを分析対象としたレポート第６章のパートなどは紹介を割愛する。なお，本レポートで用いられている「源泉地ベース」の用語は，経済学的用法で用いられており，投資家所在国での課税を居住地ベースと表現し，投資された資本に基づき利得が獲得される場所（通常は事業活動が営まれる法人の所在地）での課税を源泉地ベースと表現している。従って，親子会社の文脈では，株主・投資家としての親会社の立場は居住地ベースとなり，子会社並びに親会社自体の事業所得稼得主体としての立場は，その課税ベースには，全世界所得課税の原則に基づき国内源泉所得と国外源泉所得の双方が含まれていても，源泉地ベースの課税と表現されているのである[2)]。この点については，国際租税法のソースルール上の源泉地・居住地のテクニカルな区分表現とニュアンスが異なるので税法学者の立場からは注意が必要である。

Ⅱ．国際資本課税レポートの概要

Ⅱ－１．現状認識

本レポートの海外子会社配当を非課税とする免除方式を併用した源泉地ベースの超過収益課税方式提案の背景には，伝統的な資本輸出中立性原則に忠実とされる全世界所得を対象として親会社の居住地ベースで課税する英国の現行法人課税制度は，本来大規模な閉鎖経済を前提とするものであって，グローバル化が進展する中で英国のような小規模開放経済が直面する対内・対外国際投資に対応できていないとする現状認識がある。

そこでは，まず前回のミードレポートの時代と対比して，その後進展した英国を取り巻く開放経済が引き起こしている主要な環境変化として，①課税ベースと生産要素の国境を超えた移動可能性の拡大，②国際協調の進展により各国が租税主権の下で独自に規定できる領域の縮小，③法人の居住地の選択可能性の拡大，などを指摘している。

そして，それらの変化の中で全世界所得課税方式に基づく現行の英国法人課税制度は，国際資本投資に対する適正な課税制度としては，以下の事情にみられる通り機能不全に陥っているとしている。

（１）英国法人が国外投資によって稼得する利益（子会社利益）は，配当などにより国内送還されるまでは英国の課税権に服していない。

２）このことは「資本税（capital tax）」の広い定義にも現れている。即ち利子・配当・キャピタルゲインといった貯蓄に対する税のみならず，事業用資産に対する投資からのリターンに対する税も資本税に含めている。本レポート P.15

（2）租税回避目的で低課税国子会社に留保される所得を英国親会社の現年度課税ベースに取り込むCFC税制（いわゆるタックスヘイブン税制）は，事業体別に設定された適用除外基準が相対的に納税者にとって厳しいとされて，欧州裁判所（ECJ）判決で改正を求められている。

（3）英国への外国からの投資に対する課税は，支店や子会社所得に対する法人税課税を除くと，EU経済圏の統合を反映した源泉税の廃止等により実質的にゼロとなっており，投資から得られる正常所得に対する源泉地ベースの課税が現実には困難となっている。

（4）英国の締結する租税条約ネットワークは，事業所得についての源泉地国課税権の優先を定め外国税額控除により居住地国が二重課税救済を行う建前となっているが，外税控除の下では，一方の締約国がキャッシュフローベースの法人税を採用した場合には他方がそれを真正な法人税と認定できない場合が想定されるという問題がある。また，OECDモデル条約に沿った独立企業原則についての適用困難性が，EUにおける仲裁条約の制定や共通統合法人課税ベース（CCCTB）の検討に見られるとおり顕在化してきており，多国籍企業のホーム国であるとともにホスト国でもある英国として，一層適正な対応が求められている。

Ⅱ－２．開放経済における国際資本投資に対する課税制度の仕組としての法人税

Ⅱ－２－１．課税理論面からの検証

1962年のHarbergerによる閉鎖経済モデルから，2005年のAuerbachがまとめた開放経済下のモデルまでを概観し，居住地ベースと源泉地ベースでの資本課税の帰着論を検証したうえで，本レポートは，現在の多国籍企業に見られる国境を越えた資本保有の現状に適合する資本課税のリーディング原則は資本保有中立性（CON）[3]でないかと指摘している。ここで資本保有中立性とは，無形資産資本に典型的に見られるように資本の生産性はそれを制作した者あるいは支配する者がだれであるかによって異なるのであり，税制は資本保有主が誰であるかによって取扱いの中立性を撹乱すべきではないとする考え方である。そして，そのような資本保有中立性を確保するためには，すべての国が共通の課税ベースに基づき居住地ベースで課税するか，国外所得を免除する方式を採るのかのいずれかであるとしている。

そこで，源泉地ベースでの資本所得課税のfeasibilityの検証に入り，最適課税論の立場に立てば，海外からの資本流入が弾力的に行われる小規模開放経済の下では，資本所得に対する源泉地ベース課税は税引前収益率を引き上げることとなり，撹乱要因となるので理論的には控えるべきとの結論になることを認めている。なぜなら，資本所得課税は閉鎖経済の下では他の所得要素に課税効果が帰着し，国内の移動不可能な生産要素の生産性を低下させると論証されるからである。しかし，現実には資本の流動性が高まる中でも依然として源泉地ベースの資本所得課税がなくなってはいない。このことの理由は，レントの中にも立地に密着した移動不可能なレントの存在することと，より一般的には，源泉地ベースの資本所得課税をサポートする以下の別途要因が存在するからであるとしている。

- 選挙権を持たない外国人投資家も課税対象に取り込めることとなり，実質的には課税の輸出になるという政治的メリットの存在
- 国境を越えた資本の移動に当たっての時

3）国際課税における税制の経済的中立性の要請に関しては，従来資本輸出国の立場に立った「資本輸出中立性（CEN）」の主張が，資本輸入国の立場に立った「資本輸入中立性（CIN）」の要請より経済効率性の観点で勝るとして支持されてきたという経緯がある。しかし，開放経済の進展と多国籍企業のグローバル事業のダイナミックな展開の下では，国境を越えた効率的なM&Aを支える原則として資本保有者の居住状況いかんに左右されない概念として「資本保有中立性（CON:Capital Ownership Neutralityの略）」が近年主張されている。Devereux“Capital Export Neutrality, Capital Import Neutrality and Capital Ownership Neutrality and All That”（1990）ほか

間的制約と追加的コストの存在
- 個人所得課税の補完税としての法人課税の意義
- 選挙民にとっては資本所得課税の転嫁・帰着が認識しずらいこと

Ⅱ－２－２．法人課税の経験からの検証

資本所得課税に対する課税制度として各国が構築した種々の法人税制が，開放経済下の国境を越えた資本保有状況とどのように対応して発展してきたかを，多国籍企業と政府の対応ぶりに分けて個別に検討し，源泉地ベース課税がそれらの検証に耐えてきたかどうかを経験則から多面的に考察している。主たる切り口は以下の通りである。

（１）納税者サイドにおける，居住地・源泉地での租税制度の違いに対する敏感な反応，税制改正前後や二重課税の調整方法の違いを利用した対応，更には，投資誘致のための法人税率引下げに対応した所得移転の存在等を検証した米国の実証研究の紹介

（２）税制当局サイドにおける，法人税改正の一定のトレンドの存在（課税ベースを拡大した税率の引下げ，税の輸出の動機の存在等）と，実効税率や税収ベースから見た依然として大きな法人税の重要性の検証

これらの分析に基づきレポートは，源泉地ベースの資本所得課税（法人税制）は「生きておりしかも健全である（alive and well）」と結論付けている。

Ⅱ－３．法人税についての国際協調の進展の評価

資本所得に対する課税制度について，税制・執行両面での国際的な協調がどの程度行われうるのかの論点は，１国が源泉地ベースの資本所得課税を仕組む場合の前提条件ともなりうるので，重要な検討対象となる。本レポートでは，EU 加盟国である英国の立場を強く意識し，租税競争の意義の検討を行った上で，EU 及び OECD を舞台とした租税競争をめぐる協調，貯蓄利子課税についての EU 指令，EC 条約上の資本移動等の自由条項に基づく欧州裁判所（ECJ）における無差別取扱いの判例等を，概要以下の通り検証している。

Ⅱ－３－１．法人税率についての Race to the bottom 現象

開放経済下では，国際的な資本所得の移動可能性を前提とすれば，国際協調が行われない限り法人税について「どん底に向けた競争（race to the bottom）」が起こりうるとするのが通説である。本レポートもその前提に立っており，当該競争の利点（財政規律の向上等）と競争を抑制する国際協調がもたらす社会的厚生のゲインを比較検討している。そして，国際協調がもたらす社会的厚生の量的計測を試みた最近の研究を紹介しているが，それによれば，当該調和が達成された場合に生み出されるゲインは，EU 加盟国を対象にを行われた一般均衡モデル分析によれば，せいぜい GDP の 0.1~0.4% に過ぎず，しかも各国に不均等に配分されるとする結果が出ている。このような結果を前提とすれば，現行の全員一致ルールの下では，EU においても法人税制の完全調和は当面考えられないと結論付けている。

Ⅱ－３－２．OECD の租税競争プロジェクト

OECD の租税競争プロジェクトについては，英国法人税制が欧州の大陸諸国に比べて，租税回避行為に対する抵抗力を持っているとして，やや冷めた見方をしている。

すなわち，タックスヘイブンへの資本逃避や迂回する租税回避を防止する観点からは，大陸諸国の採る国外所得免除制度よりも，厳格な CFC 規則を伴う外国税額控除制度を中心とした現行英国税制の方が，全世界課税方式の下でタックスヘイブンを利用した租税回避のリスクが元々より少ない制度であると指摘している[4)]。

4）本レポートは，金融危機対応策の一環としてタックスヘイブン対策を盛り込んだ 2009 年 4 月の G20 会合コミュニケが出る前のものである。タックスヘイブン諸国との情報交換に向けた OECD 基準（銀行秘密や自国の課税利益を理由とした情報交換義務の制限を認めず）はその後二国間条約等で大きく普及している。従って，同プロジェクトの効果についてのレポートの懐疑的な見方については現時点では見直しが必要とも思われる。

Ⅱ－３－３．EUの事業所得課税に関する行動規範

OECDの租税競争プロジェクトと同時にスタートしたEUの同目的のプロジェクトは，金融所得など移動が容易な所得に着目して，加盟国や属領の個別税制につき66の措置を有害と指定し，2005年を期限とした改正を働きかけた。アイルランドの税制改正に典型的に見られるとおり[5]，外資の囲い込み優遇（ring-fencing）を廃止し，内外投資の無差別扱いを徹底したことにより，実証研究によれば，より移動性の少ない資本をEU外から取り込むことに成功し，法人税の課税ベースは実質的に広がったと指摘している。

Ⅱ－３－４．EU貯蓄利子指令

2005年にスタートしたEU利子貯蓄指令は，利子の受益者を居住地ベースで適正に課税するための情報交換を支払国が行うことを保障することを目的としている。しかし，本レポートは，プロジェクトスタート後のEU資金の，香港，シンガポールへの逃避現象などを捉えて，同指令の持つループホールの大きさを指摘し，現状では実効性がなく「愚か者が納付する税」とまで酷評し，投資所得の居住地ベース課税に向けた真剣な取り組みというよりは象徴的なジェスチャーにすぎないと批判している[6]。

Ⅱ－３－５．ECJ判決

本レポートのサマリーでは，ECJは，欧州における国境を越える投資に対するより統一的な課税方式の確立に貢献できると考えられているものの，最近の判決等を見ればその実績が必ずしもEUの税制を撹乱的でないものに作り替えているとは，読み取れないと評価している。

直接税に関してはEC委員会よりもECJ判決が各国税制に対する影響力を持ちつつあると指摘し，近年のECJ判決の中から，資本所得に関する源泉地ベース課税に関するものの例として以下の４例を紹介している。

①居住者にのみ配当に係る税額控除を認めるインピュテーション方式（英国を含む欧州諸国が広く採用していた個人・法人二重課税防止策）をEC条約違反とした判例，

②国境を越える課税ベースの配分についてのみ国内法人間の場合よりも厳しく規制する国内法制（移転価格，過小資本税制を含む）のEC条約違反性を指摘した判例，特に英国のグループ法人税制についてのMarks & Spencer事件判決，

③動機テストなどの適用除外基準を備える英国CFC税制がアイルランド子会社に適用された事例において，「完全に人為的な取決め」に適用されるのでなければCFC（Controlled Foreign Corporation）税制はEC条約に違反するとしたCadbury & Schweppes事件判決，

④英国法人が国内子会社からの予納法人税についての税額控除権が認められるのに対し，外国子会社からの配当には認められない現行制度を条約違反としたFranked Investment Income事件の法務官意見

Ⅱ－４．英国における源泉地ベース課税と居住地ベース課税の選択肢

この章からは，これまでの現状分析を踏まえた英国税制改正に対する提言部分である。まず，資本所得に限定せず法人の事業所得の配分を含めたより広いコンテクストで，英国における国際租税法原則としての源泉地ベース課税の要素と居住地国課税の要素とを対比している。この部分はある意味では後に続く資本所得課税に関する中長期的改正案のベースとなるべき部分といえよう。従って，伝統的な中立性に関する議

5）EUの勧告にこたえ，アイルランドは2003年の税制改正で，従来の差別的法人税率（多国籍企業中心の製造業向け10%，その他国内法人40%）を廃止し，12.5%の内外無差別の単一税率に統一している。

6）この点に関しても，2009年の金融危機対応以降の状況を踏まえるならば，貯蓄利子指令の持つ意義は本レポート発表時より現在では格段に高まっているものと思われる。

論を再度整理して，2009年から領域主義に基づき改正されることとなった税制改正提案の2項目（外国子会社配当非課税制度の導入とCFC税制の改革。検討は2007年に発表されたドラフトをベースとしている）と移転価格税制の改革にかかわるEUのCCCTB構想を中心テーマとして論評している。ここで扱う論点は資本所得の枠を越えて法人課税全体についての中立性が論じられ，二重課税問題もより広い枠組みで議論されている。「Ⅰ．はじめに」で筆者が指摘した問題提起はこの部分の分析と共鳴するところが大きい。

Ⅱ－４－１．法人課税における中立性の検証

本章では，まず資本所得に対する伝統的な課税手法分類として，純粋の源泉地ベース課税と純粋の居住地ベース課税を対比している。資本輸出中立性（CEN）の原則に適う居住地ベース課税と資本輸入中立性（CIN）の原則に適う源泉地ベース課税は，国境を越えた資本保有が常態化している小規模開放経済の下では，前者については課税ベースの国際的統一と完全な外税控除方式を採らない限り，また，後者については居住地で完全なファイナンス費用控除が認められる国外所得免除方式を採らない限り経済中立性を保てないとし，国境を越えたM&Aが常態化している現状の下ではむしろ資本保有中立性（CON）を中心にした制度設計の評価が有益であると指摘している。そして，両方式が併存する中でM&Aが行われた場合は，税引後利益が通常大きくなる国外所得免除方式が施行されている国に本拠を有する多国籍企業が有利であると結論付けている。一方，国外所得免除方式の採用は，居住地における追加課税がなくなることを意味するので，税収へのネガティブな影響が懸念されるが，これについては，同制度導入による海外からのインバウンド投資の拡大が見込めるので，税収上は相殺効果があるとする文献を紹介している。

Ⅱ－４－２．法人税における企業家勤労所得課税の側面

上記の中立性の議論は，記録された法人の利益が資本に対するリターンを表すものであることを前提としている。もし利益のほとんどが企業家としての個人の創造性と努力の結果（勤労所得の一種）であるとしたら，中立性の議論の前提が覆されるので，その場合の法人税制は勤労所得課税と同様に仕組む必要が出てくるのである。

本レポートでは，この問題に関する経済学者の検討状況，すなわち株式プレミアム（米国での実証研究によれば，法人への株式投資の平均リターン率は歴史的に約９％なのに対し，財務省証券の平均利回りは1.5%でこの間に大きなプレミアムがあるとしている）のパズルの分析を紹介している。法人の付加価値や役員報酬などのデータ分析の上，本レポートは，最終的にはプレミアムの主要な部分は投資に対するリターンであると推定し，議論を進めている。

Ⅱ－４－３．外国税額控除制度とCEN

上記Ⅱ－４－１で指摘したとおり，CONは理論的には外税控除方式と国外所得免除方式のいずれをとっても達成する余地があるとしている。なお，外税控除方式には実際の投資の場所の決定を撹乱しないという追加的メリットが理論上あるはずなのに，現実には外税控除方式がCENを達成できないでいると指摘し，その理由は，一般的に指摘されている次の２点を列挙している。

- 実際の外税控除方式の下では，支払われた外国税額の完全控除は行われず，居住地国の税負担の範囲に控除限度額が設定されていること
- 外国子会社の現地で課税された能動的事業所得について，それを親会社に配当するまでの間は，居住地国は，親会社に対する追加的課税を繰り延べており，留保所得に関する限り，現行の外税控除方式は国外所得免除方式と変わらないものと

して機能していること

Ⅱ－４－４．2007年英国税制改正案の検証

同レポートは，以下のとおり領域主義への移行策の基本的方向性には好意的評価を行う一方，それと結びついた CFC 税制改正案については否定的評価を行っている。

（1）領域主義への移行

2007 年改正案の中心となった外国子会社配当非課税制度の導入については，2005 年米国大統領諮問パネルが同制度導入を提案した際の３つの理由（①外税控除の執行の複雑性の解消，②自国籍企業の外国市場での競争力を改善するための CIN/CON 原則への移行，③海外子会社利益を送還する際の税負担を避けるため現地留保するインセンティブの排除）が英国にも妥当するとし，今回の改正がそのような趣旨を実現するものとして適正な政策選択であったとしている。

また，同改正がもたらすと懸念されるネガティブな歳入効果と所得の海外移転という企業行動については，米国での実証研究のデータを引用してそれほど大きなものとは考えられないと結論付けている。そして，２つの懸念に密接に関係すると考えられている，子会社の所得に関して関連会社に発生する費用の適正な配分方法については，英国が採用したグループ全体のネット利子費用に基づく控除制限を，英国の課税ベースを守るための適切な措置として評価している。

（2）CFC 税制の改正

低課税国の外国子会社を不当に利用して所得を留保する租税回避を防止する目的の CFC 税制については，事業体単位で適用除外基準を設ける英国の現行 CFC 税制に対し，財務省の提案した改正案では，①所得区分別の適用除外基準（移動不可能な能動的所得のみを適用除外対象とする）に改正する，②国内の親子会社間も同制度の適用対象とする（これによって CFC 税制も CC（Controlled corporation）税制と改称）であった。

同レポートは，改正案が現行の適用除外基準を最大限維持するものであり，効率的な適用除外となっていないと批判し，併せて，上記利子控除も外国投資への補助機能を果たし続けていると指摘している。特に，所得区分別の適用除外基準の採用については，税制簡素化と税収中立の２つの要請のいずれにも応えていないとしている。

Ⅱ－４－５．移転価格と CCCTB

近年機能不全に陥っていると指摘されている独立企業原則に基づく移転価格税制への処方箋として，ＥＵが現在取り組んでいるいくつかのプロジェクトは，英国多国籍企業の国境を越えた課税ベース配分に大きくかかわるものであり，国内法の改正と並んで注目されている。本レポートは，その中の共通連結法人課税ベース（CCCTB）構想と EU の仲裁条約の意義と問題点を取りまとめている。

ここでの問題意識は，多国籍企業の取引の複雑化の過程で，共通市場を目指す EU の中においてさえ，租税管轄ごとの分離会計を前提とする移転価格税制については執行の調和を図ることが困難となっており，二重課税のリスクあるいは間隙を突いた租税回避のリスクは高まっているという現状認識である。米国の州の間での課税ベース分割と共通の方向性を目指す CCCTB は，そのための処方箋として提案されたものであり，①共通の課税ベースについてのコンセンサスの確立（親会社居住地の税法による課税ベースを承認する代替策も検討），②関連者間への定式配分のフォーミュラによる課税ベースの配分，という壮大な抜本的改革案である。

この提案の背景には，法人税が投資に対するリターンへの課税であるとするなら，とりわけ各国に投資された資産の価値をベースとして課税ベースを配分する必要があるとの考え方があり，その点で配分フォーミュラとしての資産評価に着目している。従って，多国籍企業で重要性を有する無形資産の評価問題は現行移転価

格税制と同様，CCCBT の下でも困難な課題となることを予測している。

またこれらの抜本改正と並んで EU では，分離会計を前提とする現行の国別移転価格法制の下で，紛争解決の実効性を担保するための EU 仲裁条約の活用を進めるとともに，合同移転価格フォーラム（JTPF）の下での APA やドキュメンテーションルールのガイダンス設定を行うなどの補足的措置を実施している。そのうえで本レポートは，移転価格の比較対象取引につき EU 内の共通データベースの創設も提言している。

Ⅱ－５．源泉地ベースの資本所得課税方式の提案

Ⅱ－５－１．抜本改革案の内容

近年及び現在進行中の英国の国境を越えた所得に対する課税制度の概要及び問題点を指摘した上で，本レポートは包括的な改革案として，法人 / 非法人，負債 / 株式，留保所得 / 配当を差別的に課税し，国内投資や海外からの投資を阻害する現行の源泉地ベースの課税方式を改め，新たに正常収益を非課税とする方法（ACE 方式：Allowance for Corporate Equity）で課税ベースを修正した源泉地ベースの法人税制（以下「抜本改革案」と呼ぶ）の導入を提言している。そして，上記ルールを導入する際には，同施策と論理的な整合性をもつ海外子会社からの配当収益を非課税とする国外所得免除方式による二重課税回避策の導入も前提となるとしている。

なお，本レポートでは，個人投資家段階の課税としては，正常収益を含めた金融所得につき，軽減税率で課税する二元所得税構想と，正常収益の課税を免除する消費に基づく所得課税構想とを併記して検討している。

Ⅱ－５－２．提案の趣旨

これらの提案は，現行の法人税制が抱える課税上の諸差別，すなわち，法人形態と非法人形態による事業の差別，株式による資金調達と負債による資金調達との間の差別，配当所得と留保所得との間の差別を一気に解消する提案であるが，その検証は，「小規模開放経済（small open economy）」と性格づけられた英国の特性を前提とした租税政策論であって，同様な差別扱い解消を狙って 1992 年に米国財務省が「閉鎖経済（closed economy）」を前提に提案したとも解釈される CBIT 方式（Comprehensive Business Income Tax：利子支払いについての費用控除を否認する方式）と好対照をなしている。すなわち，CBIT の下では，法人段階で正常収益を含めた包括的所得が課税ベースに取り込まれ，法人形態利用による課税繰延のメリットが一定範囲（法人税・所得税の税率差の分）に限定されるのに対し，本方式は伝統的な（ある意味では国際慣習法化しているとも評価しうる）法人格利用による現行の事業所得の課税繰延効果を前提とし，かつ，英国の競争力の維持・向上という政策目標を強く意識したものであるため，基本的に現行の国際資本フローに対する撹乱効果がより少ないものと評価されている。

また，株式・負債間の取扱いの均等化は，過少資本税制を不要なものとする効果もある。

なお，本レポートの後半部分には，ACE 方式の仕組みや問題点，次の個人段階での課税方式等につき詳しい解説がある。

Ⅲ．考察

Ⅲ－１．考察の基本スタンス

英国経済と我が国経済の間には，国民所得に対する国際資本取引所得のシェアや国境を越えた貯蓄・投資所得の分布などにおいて，かなり大きな差異があることは否定できない[7)]。しかし，少子高齢化の下で今後の経済発展を海外との資本取引の拡大に依存せざるを得ないと予測される我が国から見れば，国際資本課税レポートが分析する「小規模開放経済」からの視点に立った正常所得を除外した投資決定を撹乱しない源泉地ベースの法人所得課税構想（抜本改革案）は，第一印象において，多くの点で我が国ニーズにもかなったものではないかとの期待感を抱かせる。また，我が国では，従来アウトバウンドとインバウンドの投資に係る国際課税制度を区分して別々に論じる傾向がみられるが，抜本改革案は，法人税の在り方自体を根拠としたものであり，仮に，各国が国内法により一致して採用した場合や租税条約により同制度を前提とした課税権配分が常態化した場合には，アウトバウンド・インバウンドを通じた課税ベースの配分に係るシンメトリックな解決方法を提起しうるものとの期待感も持たせてくれる。

そこで，以下においては，もっぱら事業体レベルの課税方法の論点に関し，同レポートが国際課税に関連するコンテクストで行っている諸検討に絞って抜本改革案の検討を行うこととしたい。これは税制全体のコンテクストで議論することは筆者自身のキャパシティを越えるからでもあるが，抜本改革案の提案が，特に我が国が現下で直面する多国籍企業の課税に係る国際課税改革案の検討と密接に関連していると思われるからでもある。従って，同レポートが後半部分で詳細に分析している全世界所得を課税対象とする２つの個人株主段階での課税提案は，一連のパッケージ提案の重要な部分をなすものであるが，ここでは考察の対象とはしない[8)]。

Ⅲ－２．源泉地ベースの法人所得課税と国際租税法

Ⅲ－２－１．CEN と CIN の限界

本レポートでは，前述したとおり，資本所得に対する伝統的な課税手法分類として，純粋の源泉地ベース課税と純粋の居住地ベース課税を対比している。資本輸出中立性（CEN）の原則に適う居住地ベース課税と資本輸入中立性（CIN）の原則に適う源泉地ベース課税は，国境を越えた資本保有が常態化している小規模開放経済の下では，それぞれ課税の実質的負担が，前者については居住地の資本保有者に帰着する一方，後者については源泉地の移動不可能な生産要素（土地，労働）に帰着するとされ，税制のハーモニゼーションが実現していない状況下では，いずれも中立性の観点，特に資本保有中立性（CON）の観点から問題があると指摘している。この点は，小規模開放経済としての性格を共有し，今後少子高齢化の下で対外・対内投資によって経済活性化しようとするわが国の立場からも，共有できる認識と思われる。

また，近い将来多国間での法人税の税制調

7）同論文によれば，対外直接投資（ストックベース）の GDP に占める比率は英国 64.8% であるのに対し，我が国は 7.9%

8）同論文が，法人への源泉地ベースでの ACE 方式課税と並んで提案しているのは，①個人事業者について，みなし資本に係る正常収益の分離と非課税措置，②個人株主レベルでの，正常収益を含む包括的所得についての低税率課税（2元所得税構想）または正常収益を除外した消費ベース所得課税（配当・キャピタルゲイン相当額と正常収益に差額が発生する場合の繰越を含む）である。

和が必ずしも見込めない以上，それを待つのではなくグローバル化の進展する世界経済の中でより効率的でたくましい税制（それは内外の投資所得にバイアスを与えないものでもある）を自らユニラテラルに創設するという英国のスタンスも，2009年の改正以降国外所得免除方式を中心とした国際課税制度へ大きく舵を切り替えつつある我が国とも共通する方向性といえよう。

Ⅲ－２－２．「特別なレント」を課税対象とすることの意義

本レポートは，最適課税論の立場からは理論的には推奨されないとしながらも，最終的には英国の状況下では，源泉地ベースでの法人課税が，中立性を大きく阻害することなく有効に機能しうるとして，当制度への転換を提唱した[9]。英国にとっての現実の政策論として，源泉地ベースの法人課税を提案する理由は，①英国自身が，正常収益のように他の所得に転嫁・帰着する恐れのない立地に特有なレント，たとえば，資源やマーケット・インフラなどの存在を意識できていることのほか，一般的なメリットである②資本の移動可能性に関する一定の時間的制約（税制改正にタイムリーには対応できないため，一定期間は課税が有効）の存在や，③個人所得課税の補完税としての法人税の役割の効率性などである。これらの理由は，高度の技術に基づく生産拠点であり，成熟した最終消費市場であり，かつ，有力な地域金融市場でもある個人・企業の所得課税中心のわが国にとっても，そっくり妥当すると思われる。

法人の源泉地ベース課税を容認する上記の特別のレントの存在の主張は，国際課税のコンテクストからいえば，リスクを進んで取る事業活動が生み出す付加価値（いわゆる能動的な事業所得）に対する源泉地の優先的課税権の承認と相通じるものであり，容易に納得できるものである。但し，英国の外国子会社合算税制改革案の検討過程で，検討の対象とされている「移動可能な能動的事業所得」の取扱いは，本レポートの提案においても同様に大きな課題となると考えられる。というのは，移動可能な能動的事業所得については，健全な事業活動の中に租税回避をもっぱら目的とする（従って規制対象とすべき）カテゴリーの活動が混じりこみ易く，その識別が困難であるからである[10]。CFC税制における適用除外と源泉地ベースの法人課税への課税ベースの取り込みは裏腹の関係になるので，わが国の制度に引き寄せて導入の可能性を議論をする場合には，この点の検討も必要となる[11]。この点については，下記Ⅲ－３－１で項を改めて検討する。

Ⅲ－２－３．源泉地ベース法人税課税の仕組

抜本改革案は，正常所得を課税免除する源泉地ベースの法人課税原則を導き出す上で，次の３段階の理論構成を採っている。

まず，第１段階は，法人税を法人事業体を通じた事業投資のリターンに対する課税と認識し，金銭投資のリターンである受取利子や有形・無形資産投資のリターンである受取使用料の課税と同様，資本所得課税の一形態として税負担を求めるべきとの立場に立っている。そして，投資家に到達する前の法人レベルでの課税はあくまでも投資リターンに対する課税と位置付けて，中立性及び執行可能性に配意した中間納付的な税負担とし，最終的には，正常所得と純所得の双方を含む包括的な投資所得課税を，投資

9）最適課税論に立てば，源泉地ベース法人課税は純粋な形のままでは理論的には推奨されないし，かつ存続しえないと考えられるとまで，本レポートは指摘している。

10）現在，2011年税制改正において新CFC税制の改正が行われる予定であり，それに向けたコンサルテーションが続行中。そこでの中心テーマは，海外子会社による金融取引と無形資産管理取引の取扱いである。2010.11“Corporate Tax Reform Delivering a More CompetitiveSystem”英国財務省Web-site参照。

11）22年度改正において，わが国は一定の投資所得について，適用除外基準を満たしていても合算対象とする改正を行った。この対象とされる投資所得の範囲は限定的なものであり，移動可能な能動的所得は一般的には対象とされていない。無形資産については海外で開発された無形資産を除外する考え方が示されている。

家レベルで実現すべきとしている。

なお，法人所得に源泉地ベースで優先的に課税することについては，国際租税法における事業所得のソースルールを当然の前提としているものと推測される。

次に，第２段階として，その法人レベルでの投資リターンに対する課税は，超過所得部分に限定した課税ベースを選択するのか（株式資本に帰属する正常収益分を算出し，その部分については利子支払と同様法人段階で費用控除するACE方式を採用。当該正常収益の課税は個人株主の段階まで繰越），あるいは，現行の法人税制同様正常収益を含む形で所得課税を行うのか（ただし，中立性確保の観点から，負債利子についても配当と同様費用控除を認めないCBIT方式を想定）の問題については，小規模開放経済下での資本保有に対する追加的なディスインセンティブを回避する観点から，前者の立場を採るべきとしている。この点について，本提案は，本プロジェクトの他の基本論文が扱う法人課税の在り方における提案[12]とは，必ずしも方向性が同じではない。

最後の３段階目が国際課税プロパーの制度設計の論点である。すなわち，法人段階では国内法上，法人の課税ベースをACE方式の超過収益課税にとどめるとしても，国境を越えて法人が法人を保有する多国籍企業の事業運営の場合において，①海外の投資家が株主である場合の取扱いをどうするか，②自国法人が海外から稼得する子会社利得につき，居住地国法人としての課税にはどのようなポリシーで臨むのか，③最終的な個人投資家段階での課税を実現するために，どのような国際協調を行うのか，といった論点である。

その前に，ここでは第１段階の法人税を投資所得のリターンに対する課税と見る考え方について，コメントしておきたい。

本レポートも指摘するように，法人税を他の資本所得と同様，投資者に対するリターンに対する課税と同様にとらえる考え方は大規模公開法人を対象としたポートフォリオ投資については妥当すると思われるものの，小規模閉鎖法人や多国籍企業の親子・兄弟会社関係の直接投資では妥当しにくい擬制と考えられる。法的構成はともかく，後者の場合の投資家である企業家や親会社は，投資と経営に共にかかわっているのであり，まさに，ヒト・モノ・カネ・汗のすべてで法人の経営に関与しているといっても過言ではない。そのような実態を反映して，税法上は国際課税分野も含めて事業所得（資産勤労結合所得）という特定のカテゴリーが定められ，それに応じた課税方法が定められていると考えられている。更に，国際租税法上は，所得分類と課税方法に加えて，特に関連者間条項（モデル条約９条）で関連者間の課税ベースの線引きの特例（独立企学原則）まで定めている。

法人の実体の多様性に関して，本レポートは小規模閉鎖会社など後者のカテゴリーへの課税対応（資産勤労結合所得としての対応）は，資産課税と勤労課税の要素を切り離し，法人税の基本構造は資産課税原則で整理し，勤労課税の要素は法人税の基本構造の枠外で別途対応すべきという立場を採っているようである。別途対応とは，小規模閉鎖法人については株主兼経営者の個人所得課税の段階での対応であり，関連企業間は（同じ法人税の所得計算ルールであるが）移転価格法制の問題として対応すべきであるとのスタンスである。私自身も基本的にその考え方に賛成であるが，その論拠として関連企業間の問題に関し次の視点を付け加えたい。

関連者間の所得配分を画するルールである独立企業原則が，多国籍企業の重要な収益源である無形資産の内部取引などに対応できず，機能不全に陥っていると指摘されていることについ

12）法人所得課税レポート（“Taxing corporate income”, Auerbach, Devereux, Simpson）によれば，居住地ベースの課税と源泉地ベースの課税のいずれもが非効率を生みだしているとして第３の方式である「仕向け地ベース」の法人課税の仕組（輸出を非課税とし輸入を収益とする国境調整付の法人税とする方式）と，単に法人税を廃止しVATの税率引き上げで代替する方式の提案を行っている。

ては既に述べた。法人の所得を包括的にとらえる現行法の下では，関連者間での配分すべき利益は正常収益を含めた営業から生じるグロス利益とされる。しかし，関連者間は前述したとおりジョイントベンチャーであり，お互いの経営に関与しヒト・モノ・カネ・汗が交錯することが多い。その際，多用される移転価格算定法は現在では「残余利益分割法」とされている。すなわち，関連者間の通常収益（これは，価値の高い無形資産を有しない通常の製造業者・販売業者に帰属する収益であり，本レポートの正常収益よりは広い概念である）は移転価格の配分計算に当たっては先取りしてしまい，配分の対象から除いてしまうという方法である。この２段階方式を採ることが，独立企業原則の適用をより複雑化し，機能不全の一因をなしているともいえよう。そうだとすれば，法人税制本体が課税ベースを縮めて正常所得を課税ベースから機械的に除くことができれば，移転価格は勤労所得的対価（移転価格のコンテクストで言えば，企業家的なリスク負担と機能分担の対価の部分に相当）に絞って分配を議論できることになり，独立企学原則の機能不全もある程度は改善される見込みが立つとも思われる。ただし，正常収益と通常収益の間に実質的な差異があるとすれば，それほど抜本的な改善にならないともいえようが[13]，少なくとも，移転価格算定メカニズムの一定の簡素化乃至は精緻化は進み，二重課税問題としての移転価格問題のマグニチュードが減少すると考えられる。

Ⅲ－２－４．源泉地ベース法人課税の国際課税上の課題

抜本改革案によれば，源泉地ベースの超過所得に限った資本所得課税方式と外国子会社配当についての国外所得免除方式とが一体化することにより，法人段階での超過収益課税は源泉地国（子会社段階）において完了することとなり，正常収益と超過収益を含む投資家の包括的資本投資所得についての課税をどうするかの問題は，親会社段階をパススルーして，個人株主に配当される段階で検討されることとなる。

そこで，このことを念頭に，上記Ⅲ－２－３で提起した第３段階の３つの問題を個別に検証してみよう。

①の問題については，海外の投資家が株主の場合，個人段階の最終的納税義務自体には源泉地国は関与しえない。従って，株主に係る通常収益の課税権は，源泉地を離れ，居住地に任されることになる。源泉地からの配当支払に際しての源泉徴収の可能性は残るが，多国籍企業の文脈では，EU 親子会社指令や二国間条約の親子会社免税が通常働くので実効性はないと考えられる。

源泉地としての課税ベースが狭まり，源泉徴収の可能性も少ないとなれば，外資のインバウンド投資促進効果があることは容易に想像される。従って，外国子会社配当非課税制度と組み合わせるメリットは，同制度により失われうる源泉地国税収は本制度による外資導入効果で十分相殺されるという点である。しかし一方，ある国による当制度の新規導入は，国際的には新たな租税競争の種を提供するという批判を呼ぶことも考えられる。しかし本抜本改革案それ自体は，税率切下げ競争に比べれば規律のあるものであり，Race to the bottom 現象を悪化させるおそれは大きくないと考えられる。

狭くなった課税ベースについては，本レポートでも指摘されたように，関連企業間の費用配分がより重要になるとともに，制度設計の如何によっては超過収益に係る費用の分割という新たな行政コストも発生することが想定される。

13）正常収益はリスクフリー国債をベースに一義的に決定されるのに対し，移転価格の通常収益は関連者間の機能・リスクを相対的に評価した場合のルーティン収益であり，ケースバイケースで異るものである（リスクを負った能動的活動であるため），一般的にはリスクフリー投資のリターンより大きくなると考えられる。）従って，当議差額の算定が依然として必要だと考えれば，抜本改革案の下でも，ルーティン，ノンルーティンの区分による残余利益分割法はテクニカルな算定方式として残ることとなる。

また，これは一般的にいえることであるが，課税ベースの縮小が利子・配当の均等取扱いによって実現するので，過少資本税制の必要性が消滅し，いわゆるハイブリッド証券をめぐる課税問題も解消するというメリットが一般的に認識されよう。

②の英国法人が海外子会社から受け取る配当については，前述したとおり，すでに2009年に導入された海外子会社配当非課税制度の適用継続が前提とされている。このことは，子会社所在地国がどのような法人課税制度を採っているかにより変わるものではない。

③個人投資家段階の包括的な所得把握と課税には情報交換（源泉地から居住地への提供）が不可欠と考えられており，この点に関し本レポートも，国境を越えた海外投資家株主につき個人投資家段階の課税を担保するため情報交換を徹底する立場を採っている。情報交換を促進するための具体案としては，締約国が情報交換を行うことを条件に，外国源泉所得についての課税からの税収を源泉地国とシェアする提案が検討されている。この点は，2009年4月のG20コミュニケ以降の厳格なタックスヘイブン対応が進む中では，譲歩の必要性は減少しつつあるとも考えられる[14]。

Ⅲ－３．その他，抜本改革案に関連する課税問題

Ⅲ－３－１．所得区分基準によるCFC税制

抜本改革案が前提とする現行英国の国際租税関係法制のうち，改革の方向性は打ち出されているものの，具体的実施方法につき合意を見ていないものが，CFC税制である。外国子会社配当非課税制度の導入に合わせて提案されたCFC税制改正（事業体ベースから所得区分ベースに適用除外基準を変更する2007年の財務省提案）が本レポートでも厳しく批判されたと同様の理由で，産業界から猛烈な反対が寄せられたので，財務省は2009年に外国子会社配当の非課税措置のみを先行導入するとともに，CFC改正案は中長期的なパブリックコンサルテーションに乗せた[15]。

一方，我が国ではこの間，2009年は外国子会社配当益金不算入制度のみの改正案を提示し実現させるとともに，2010年度改正で，部分的な所得区分別適用除外基準を導入した。両国の経験にはCFC税制の在り方をめぐる主要な課題の検討が含まれているので，比較検討するとともに，筆者自身の考え方も付け加えたい。

（１）事業体別適用除外要件の問題点

わが国のCFC税制は，昭和53年の導入後，適用対象国の特定をブラックリスト方式からトリガー税率方式へ転換したことや，適用対象持株割合の見直し等幾多の改正を経験してきた。しかし，真正な事業活動を行っていることを理由に同制度の適用除外とする対象を事業体単位で判定し，所得種類単位では判定しないとする（現行の英国と同方式）制度の骨格をなす特徴については，この間一貫して維持してきている。この方式は，事業体の主たる事業に着目して，適用除外対象とすべきかどうかをその主たる事業の内容で判定する点（All-or-nothing方式）で，納税者と当局の双方にとってコンプライアンスコストが少ない効率的な制度と評価されてきた。

しかし，一方で同方式による規制は，まず①主たる事業が株式の保有等を目的とする子会社と認定された途端に網の目が細かくなって当該法人が源泉地で行う本来の事業所得も合算課税対象としてしまう点と，逆に②主たる事業が真正な事業所得であると認定された途端に網の目は粗くなって付随する株式等の保有所得を課税対象から漏らしてしまうという問題点も指摘されてきた。この網の目の不均一さは，海外における真正な事業を阻害するとともに，2009年度改正の海外子会社配当益金不算入制度によって作り出された所得の海外移転の誘因に関し，

14）なお，情報交換非協力国への対応策として，2009年度から米，独，仏では①国内法又は条約による源泉徴収の強化と，②支払利子等の損金算入制限措置が導入されている。

15）英国のコンサルテーションは現在も継続しており，2010年11月に改定討議文書が発表されている。

不心得な納税者に勇気を与えることとなってしまうと懸念される[16]。

（２）受動的所得に狙いを絞った制度設計の必要性

2007年の英国改革案では，英国の事業体単位の適用除外基準を，米国が採用している所得分類別の適用除外基準（外国子会社の所得を能動的所得と受動的所得に区分し前者のみを適用除外とするもの）に改正する案が含まれていた。しかし租税回避の可能性に対応するため規制対象とすべきとしたカテゴリーの中には，純粋な受動所得（ポートフォリオ投資に基づく資産性所得）のみならず移動可能な能動的所得も含まれていたため，海外で租税回避目的ではないまっとうな事業として行われている広範な金融事業取引や無形資産取引までもが対象になるとして，多国籍企業を中心とする産業界から強力なクレームが付けられたという経緯がある。

そこで，能動・受動の区分に基づくCFC税制の設計の理論的根拠とその必要性，更には規制に当たっての実務上の問題点につき，再検討することとしたい。

A. 理論的根拠と必要性

R. Avi-yonahは，国際租税制度には一貫した２つの重要な慣習法規があり，その一つは１回限り課税の原則であり，もうひとつは受益原則であると提唱している[17]。１回限りの課税原則とは，文字通り「所得は１回だけ課税されるべきであり，それ以上（二重課税）でもそれ以下（二重非課税）であってもいけない」とする原則であり，受益原則とは「能動的所得（事業所得）は主として源泉地国で課税されるべきであり，受動的所得（配当・利子・キャピタルゲイン）は主として居住地国で課税されるべきである」というものである。Avi-yonahによれば，受益原則は米国のソースルールの基礎をなすとともに，CFC税制（サブパートF条項）の基礎をも形作っているとしている。

筆者もAvi-yonahと同様，国際課税制度における課税権配分の基準は，事業所得は源泉地に優先的課税権を与え，投資所得は投資家の居住国に優先的課税権を与えるべきと考えている。この考えは，それぞれの経済活動にとっての受益の対価として当該利益を主として供給する地に経済的活動の成果である所得に対する課税権を与えるべきとの古くからの課税原則とも整合的であり，近年のIT化，ソフト化の下で，いわゆる投資所得の移動可能性が大きく促進されていることへの処方箋としての正当性も有していると考える。この原則をCFC税制に適用した場合には，能動的事業所得の課税については源泉地に優先権を与える形の適用除外基準が論理的帰結として導き出されることとなろう。

ただし，CFC税制の規制対象は，米国のように全世界所得課税方式を採り続ける国の「課税繰延防止」目的の立法と，我が国や英国のように外国子会社所得について免除方式を導入した国の「租税回避防止」目的の立法との間では，カバーする領域に広狭の差が出てくると思われる。この点は，比較法的検証を行う場合によく留意する必要があろう。

B. 規制に当たっての実務的問題

能動・受動の原則的所得区分に基づく適用除外基準をCFC税制に租税回避防止の観点から設計する場合の実務的問題は，突き詰めれば源泉地におけるまっとうなビジネスかそれとも租税回避目的のビジネスかの線引きの問題である[18]。米国における長年の立法経緯や2007年以降の英国コンサルテーションの推移は，この点に関する立法論の参考となる。

米国の経験からは，銀行等の金融機関の稼得する受動的所得や関連者間取引のうち規制対象とすべき実質のない取引の特定（「外国基地会社販売所得」や「同サービス所得」カテゴリー

16）この指摘については，青山慶二「外国子会社配当益金不算入制度の考察」（筑波ロージャーナル 2009.9）P.115

17）R.Avi-yonah,“International Tax as International Law”（2007），P.1 ～ 2,

18）この点に関する理論的検討を行ったものとして，浅妻章如「課税ベース浸食の客観的把握への試論」（ジュリスト 1388 号 2009.11　P.96~）

（参考）　平成 22 年税制改正大綱における資産性所得課税のイメージ

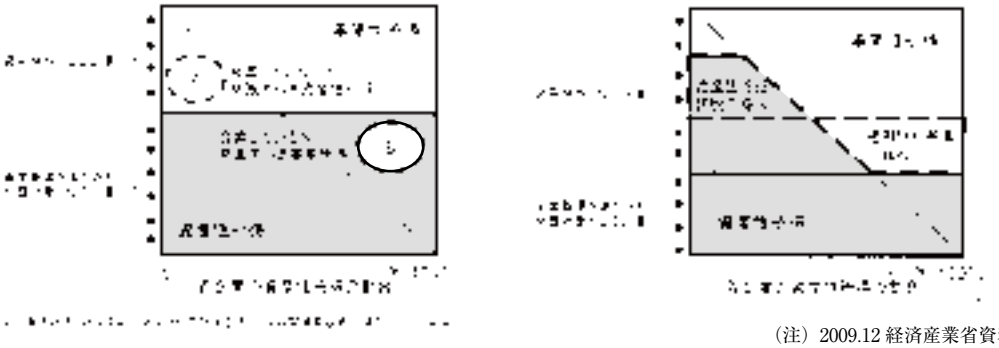

（注）2009.12 経済産業省資料

など）の細則を参考にすべきであり[19]，英国のコンサルテーションからは，ファイナンス会社の機能，無形資産，英国外で稼得される外・外取引，ジョイントベンチャーの活動への適用など，ボーダーラインの重要項目についてのコンサルテーション[20]が注目される。なお，英国財務省は，2010 年 1 月に公表した CFC 税制改革の討議文書の中で，「新ルールに対し，より領域主義的なアプローチを適用させる重要なポイントは，『海外立地のもたらす税優遇措置がないと仮定した場合には，英国内で遂行可能なすべての活動は，英国内で行われるであろう』という現行のデフォルト仮説から離脱することである」と表明していることは興味深い[21]。この考え方は，多国籍企業の立地選択の合理性を推定する範囲を広げるものであり，租税回避防止目的の立法としての位置付けを最近の多国籍企業の実態に即して再確認したものともいえよう。

なお，我が国でも，平成 22 年度税制改正において CFC 税制に関する大規模な改正が行われた。その中で，適用除外基準に所得区分別の要素が一部取り入れられている。すなわち，特定外国子会社等（税負担 20％以下）の一定の資本所得については，仮に他の適用除外要件を満たした場合であっても新たに合算課税する旨の改正である。以下においてはその概要に簡単に触れ，今後の残された課題に言及したい。

22 年改正では，トリガー税率が 25% から 20% に引き下げられた点が目下のところ大きな注目を浴びている。しかし税法の理念から見れば，一定の資産所得（所得を資産所得・事業所得に 2 区分する包括的な分割基準ではない）を，適用除外基準の充足の如何にかかわらず CFC 税制の規制対象としたことは，同税制の租税回避否認規定としての性格と射程をより明確化したものであり，歓迎されるべきものと考える。本格的な所得区分の検討に踏み出さなかった点は，米国や英国の経験を咀嚼し，法的安定性と予測可能性を兼ね備えた本格的線引きにはまだ時間がかかるものとの判断があったとも推測される。すなわち，租税回避否認の観点から疑義なく対照とすべきと考えられる典型的な資本所得に絞って提案することによって，①事業体別から所得区分別の方向（この方向性自体は公平な課税の観点から納得を得やすいと思われる）に国際課税の軸足が移転しつつある方向性を示すとともに，②立法技術上困難であり，かつ納税者のコンプライアンスコストを大きく高める可能性のある抜本的な二区分方式の検討

19）この点に関する詳細な分析として，一高龍司『米国サブパート F 税制の要点と問題点について』（「国際税制研究 22 号』（2009.5）

20）この部分に関する英国のコンサルテーション内容については，2010.11 討議文書“New CFC rules for monetary assets & intellectual property”HM Treasury の Web-site 参照

21）HM Treasury,“Proposals for controlled foreign companies（CFC）reform”2010.1 P.4

を長期的課題に置き換えたと解釈することもできよう。しかし一方で，将来に向けて大きな宿題（本邦企業の国外での事業活動について，最終的にどのような課税体系を目指すのか，その中心に立つ CFC 税制の所得別課税アプローチをどこまで，どのような手順で進めるのか）を残したことも事実である。

（3）源泉地ベース法人税との関連

マーリーズレビューが提唱する源泉地ベース法人税は，レントのみを法人税の課税対象とし正常収益を源泉地の法人税の課税対象からはずしている。即ち，ポートフォリオ投資のリターンの大部分を占めると思われる正常収益は，それを受け取る投資家段階（それが別の法管轄地の法人であろうと）まで繰り延べられることを意味しているのである。従って，ある国が源泉地ベースでの法人税を導入した場合，当該国に投資する投資家（個人・法人の区分を問わず）が居住する租税管轄にとっては，租税回避防止対策としての自国の CFC 税制の役割が強く意識されることとなろう。

その意味では，レントを対象とした源泉地ベースでの法人税が普及した世界を想定すると，相対的に低税率国へ投資するインセンティブが現在よりも更に高まるわけであり，それに見合った CFC 税制の改革が不可欠であることを最後に指摘しておきたい。

Ⅲ－３－２．移転価格税制の課題

レントを対象とした源泉地ベースでの法人税の導入による課税ベース縮小が，移転価格問題の領域を狭める効果があることについては既に指摘した。ここでは一連の税制改正パッケージの下で達成される資本課税の中立性増強がもたらす，資本の国際的流動性の高まりと移転価格税制の問題をより広い視点から再検討したい。

本レポートでも紹介された EU における CCCTB の本格的検討は，現在，多国籍企業の所得を管轄国間で配分するための移転価格税制の独立企業原則が機能不全に陥っていることへの処方箋でもあると一般的に理解されている。そこで，そのような機能不全はどのような多国籍企業をめぐる経済環境が原因なのか，CCCTB 以外にどのような対応が考えられるのかにつき検討してみたい。

（1）無形資産取引に関する移転価格税制

多国籍企業の中では，近年，特に，電子，医薬品，ソフトウェア開発などの業種が，ライバル企業グループとの差別化を，積極的な R&D 活動によるグループ内の無形資産形成・使用許諾により達成している事例が目立っている。すなわち，超過収益力の源泉となる無形資産については，グループ内取引（共同開発にかかる費用分担契約，完成した無形資産の管理会社への譲渡契約，グループ法人へのライセンス契約等）をもっぱら活用し，そこからもたらされる利潤の極大化を図っているのである。超過収益力の基礎をなす重要な無形資産をグループ内法人間で効率的に開発・使用許諾・譲渡等を行うこと自体には，シナジーの獲得をはじめ事業の垂直的統合による経営効率化という合理性が一般的に認められる。しかし，そのような取引は独立企業間では通常行われていないため，そこで支払われる対価に関しては，比較対象とすべき第三者間取引が存在しないケースがほとんどである。このため，独立企業間価格の認定をめぐって，納税者と課税当局との間の紛争が絶えない状況にある。

1986 年に米国は，いわゆる所得相応性基準（スーパーロイヤルティ条項）を導入し，無形資産の対価につき現実の取引後の所得発生の実績を反映した課税当局による調整権を授権する，いわゆる「後知恵」に基づく独立企業間価格算定方法を導入した。これを含むいわゆる利益法（価格そのものよりも営業利益に着目して独立企業間で実現すると擬制される所得配分を行う方法）の使用については，1995 年の OECD 移転価格ガイドライン（以下「移転価格ガイドライン」という）において，当時の米国内国歳入庁のアグレッシブな執行を警戒して日欧からの働きかけにより批判的なコメントが付されたという経緯がある。しかし皮肉なことに，

その後我が国を含む米国以外の先進国に本拠をおく多国籍企業も，無形資産戦略の広域・国際展開を強めており，それによって従来の自国の課税ベースが縮小するリスクに直面する課税当局の間には，所得相応性基準を再評価する動きが出てきている。すなわち，多国籍企業グループ内での事業再編成がもたらす無形資産を含む機能・リスクの国外移転（これに伴う収益の国外移転）への課税当局からの有効な処方箋としての再評価である。

ちなみに，2010年11月に公表された国税庁APAレポート（相互協議を伴う事前確認の状況）によれば，移転価格事案の対象取引別データでは，無形資産取引や役務提供取引に係る案件が顕著に増加してきている。なお，それに伴い使用された移転価格算定方法別のデータでも，7割以上が営業利益ベースで算定する方法（取引単位営業利益法と利益分割法）となっている。このことは，厳密な比較対象取引を必要とする伝統的な基本三法（独立価格比準法，再販売価格基準法，原価基準法）は，価値のある無形資産が中心となる複雑化した関連者間取引には，適用がもはや困難になっていることを示している。

A. 営業利益法の積極的活用

独立企業原則が要求する第三者間の比較対象取引を見出すことが一段と困難な状況の出現は，納税者の立場に立てば，比較可能性の規準をより弾力的に使える利益法への期待の高まりを意味する。OECDが2010年7月に公表した改定移転価格ガイドラインにおいても，このような納税者のニーズにこたえるべく，従来の価格に着目した基本三法の優位性を実質的に否定して利益法を含めた事案の内容に応じた「最適手法」の採用に踏み切っている[22)]。この利益法へのシフトという方向性には，納税者のニーズだけではなく，課税当局の観点からみても，所得移転という租税計画に対応するうえでは利益法が不可欠という判断があることも事実である。このことは以下の沿革により明らかである。

a. 米国における1986年改正

1980年代の米国多国籍企業は，医薬品や電子業界を中心として，経済不況の中で開発したばかりの無形資産（将来の利益可能性が明確に予測できない段階）を海外子会社に独立企業間価格と標榜する価格で譲渡し，それによって発生する譲渡益は本業の赤字で相殺し実質的な税負担がない形で，将来の利益獲得機会を低課税国子会社に移転したといわれている。基本三法中心の制度のもとでは，無形資産移転時での一括払いの譲渡対価については取引ベースで独立企業間価格を算定するのが本則と考えたので，納税者の見込み収益率に基づく価格設定を課税当局がその時点で否認することには大きな困難があったと考えられたのである。

1986年に導入された米国の所得相応性基準は，納税者の無形資産からの所得は現実に無形資産の生み出した利益と一致しなければならないとして，いわゆる利益創出の結果から見た所得申告を求めた。このため，納税者に継続的な結果事績の報告義務を課し，報告された結果の予測可能性を前提とした，第三者間での価格改定・利益再配分行動（ロイヤルティ契約の料率改定等による）を擬制して，かなり強引な「独立企業原則」との整合性が図られた。

そのような擬制には，当然のことながら営業利益ベースでの検証を必要とする。営業利益ベースで独立企業間でのあるべき利益配分を追求する作業は，基本三法が個々の取引時点での瞬間的でダイナミックな企業家判断を前提とするのに比べて，むしろ経済学的な一般均衡分析に基づく投資・リターンの発見手法に近いものとなりかねない。この点は米国内のみならず，日欧からの批判の根拠とされた。

b. ドイツの追随と他国への波及可能性

かつて米国批判の先頭に立っていたドイツも，2008年税制改正で，いわゆる出国税制度

22）OECD改定ガイドラインパラ2.1参照

の導入に併せて「所得相応性基準」を採り入れた。[23] しかし，多国籍企業をめぐる環境変化に着目すれば，その変節は何ら不思議ではない。当時の米国で見られたのと同等の動機を持つ無形資産取引を含む事業再編成が，東欧諸国など周辺の低税率国に所在する関連会社との間で行われるようになり，それによる税収漏出への対応がドイツにおいても喫緊の課題となったからである。

ドイツのみならず，我が国の多国籍企業も近年大きな事業再編成の波の中にあるといわれる。米国と並び約 40% の法人実効税率の下では，[24] 海外関連会社への無形資産を含む機能・リスクの移転は製造・販売拠点の海外移転を契機として着実に進んでいると考えられ，アジアや欧州市場では更にミニ本社機能を果たす地域統括会社などを通じて無形資産の効率的な開発・管理・運用や経営に関する高度の人的役務提供も行われているように見受けられる。いまや，我が国にとっても所得相応性基準の検討は他人事として避けて通れないといってもよいであろう。

国境を超える無形資産取引による所得配分の適正さにつき我が国課税当局が関心を持つのは当然であり，その際には，米独の歳入当局が経験したあらゆるコンプライアンスリスクに対する対応事例が，ベンチマークの対象とされよう。超過収益の源泉であるユニークな無形資産の独自性に着目する限り，独立企業間での利益配分を算出するためには，結果からさかのぼるしかないという所得相応性基準は，ラストリゾートの処方箋としては肯定されるべきではないだろうか。もちろんその際には，健全な事業再編成を阻害することがないよう十分配意し，また，納税者に要求することとなる報告義務との兼ね合いで，適用期間やドキュメンテーション規則など，できるだけ納税者に過大な負担を負わせることのないような配慮も望まれる。

B. 独立企業原則の変容と維持

Avi-yonah をはじめ米国の租税法学者には，独立企業原則の限界あるいは終焉を予言するものが多い[25]。比較対象取引が発見不可能な状況の下での独立企業原則の標榜のむなしさには，共感する部分も多いことは事実である。しかし，だからと言って，本レポートが紹介した EU の CCCTB 構想の下で検討されている定式配分方式や，米国州法人税の課税ベース分割に売上高や総資産等の規準を用いたユニタリータックスの法理が，移転価格税制の独立企業原則に代わるものとして推奨されるべきとの意見にも，にわかに賛成しがたい。

なぜなら，それらはいずれも共通の課税ベースを前提とし，かつ大きな意味でいえば大国家の中での歳入配分ルールとして構成されたものであり，分割ファクターについて合意を得やすい背景が認められるからである。これに対して，多様な経済環境下にある主権国家間での，課税ベースも税率も統合されない状況下では，定式配分方式を採ろうにも，まず，当事者が納得できる共通の分割ファクターの選択自体極めて困難ではなかろうか。従って，所得相応性基準を含む利益法の適用は，仮に経済的な結果において定式配分方式に近似した答えとなる場合においても，独立企業間の配分を擬制する何らかの

23）ドイツは 2008 年企業税制改革法により，①ドイツ企業の事業上の機能・リスクが国外に移転する場合，②ドイツの企業の機能・リスクが減少する場合，または③無形資産等他の資産が国外に流出する場合に，適正な対価が支払われるべきとする税制改正を行った。出国税と通称されているこのドイツの制度がより強力なのは，①対価支払いの対象となるのは有形・無形の資産に限らず，その時点までドイツ企業が有していた機会・リスク・優位性といったものも包括している点と，②実際の利益と当初予想された利益の間に大幅な差異があった場合には，機能・リスクの移転後 10 年間にわたって当局は税額を遡及是正できる点である。

24）2010.12 税制改正大綱では 35% への引下げが提案されているが，OECD 平均は既に 30% を下回っており，依然として米国と並び突出した水準にあるといえる。

25）2010.7 米国下院証言レポート（VS Treasury Web-site 参照）では，Avi-yonah をはじめ複数の学者・実務家が定式配分方式への移行の必要性につき証言している。

個別具体的検証をつけ加える限りにおいて，関連者間の二重課税排除の理念としての実効性を担保する機能を果たし続けると考える。

その意味では，独立企業原則は利益法に軸足を大きく置いて内容的に大きな変容を遂げようとも，先進国間においては当分の間移転価格の指標として機能させるべきと考える[26]。

（２）紛争解決と仲裁

わが国において，課税事案の伸びが近年鈍化し，他方，確認事案が飛躍的に拡大しているという事実は，移転価格税制の適用対象となる多国籍企業から見て，課税リスクについての認識がより強くなってきていることを意味していると考える。そして，①平均２年の期間を要し会計事務所等の専門家のアドバイスなどを含めコスト面の圧力も強いといわれる確認事案に関する相互協議繰越件数が，毎年大きく増加していること（解決が必ずしも促進されているわけではないと見られること），②相手国が課税や確認の経験の少ないかつ OECD 移転価格ガイドラインの合意形成に関与しなかったアジア諸国が増えてきていること，③従来は移転価格の課税事案には相互協議での解決が最も選好されたが，最近は特に我が国での課税事案を中心に，訴訟で国税庁の課税処分を争う道を選択する納税者が増えてきていること，などからは，移転価格課税のリスクに伴う二重課税に対する懸念の高まりが間接的に実証されている[27]。

OECD モデル条約は 2008 年改正で相互協議による解決が２年内に不可能な場合に，納税者が仲裁の申し立てをできるとする条項を新設した。モデル条約コメンタリーは，仲裁の仕組みについてあくまで相互協議の枠内の補完措置として位置付けかつ国内法の制約との調整にこたえるため多くの弾力的な制度設計の選択肢を提示している。　更に付属文書では，EU 仲裁条約の経験などを踏まえて，仲裁人の選定，適用される法原則，費用分担等につき定めた詳細な合意文書の見本が紹介されており，合意努力義務にとどまっていた相互協議制度の合意到達失敗という従来のリスクからの，新しい解放手続きが明らかにされている[28]。

上記のように今後ますます解決困難な移転価格事案に対処せねばならない宿命にある我が国とすれば，まず，移転価格の分野の国際課税ルールをもっぱらリードしてきた OECD ガイドラインを加盟国とともにアジア諸国へ普及させることに知的支援を通じて引き続き尽力するとともに，どうしても合意に至ることのできないケースを想定し，仲裁による解決策を可能にする条項を今後の条約改定において追加すべきと考える[29]。ただし，移転価格課税の事柄の性質上，本邦親会社と海外子会社間の取引によって移転価格により所得が海外流出しているとの認定に基づく国税庁による課税処分については，条約相手国には二重課税解消に向けたモメンタムが少ないことや，途上国の中には移転価格税制や相互協議の仕組み自体はあるものの，相手国課税による対応的調整（相手国課税の正当性を認める範囲で自国での二重課税分を

26）2010.7 改定がガイドラインは独立企業原則の維持を再認識している。しかし，今後の課題としては，途上国の経済発展に伴い，移転価格税制が本格的に執行されようとする段階がキーポイントとなると思われる。すなわち，途上国では国内で比較対象取引を見出すことはほとんど不可能で，より簡便な課税方法を独立企業原則の枠内で代替的に利用しようとする可能性が高い。そこでは，利益法の枠内の議論に加えて，定式配分の可否が議論の対象とされることも考えられる。

27）最近の移転価格課税事案では，平成 20.10.30 東京高裁アドビ事案判決（移転価格についての初めての納税者勝訴事案）が挙げられる。東京国税局による独立企業間価格の算定方法（基本三法に準ずる方法と同等の方法。シークレット・コンパラブルを利用）は合理的な方法とはいえないとした。

28）新しい仲裁条項については，モデル条約 26 条の脚注で，国内法等による仲裁導入への障壁がある加盟国への配慮を示してはいるが，たとえば前述した５条のサービス PE の選択条項（コメンタリー記載）と比べて，はるかに強力な勧告となっている。
26 条コメンタリー・パラ 63~64.

29）2010. 8 署名の改訂日蘭条約において，仲裁条項がわが国の条約上初めて導入された。

還付する制度）を行うための制度が国内法上整備されていない国もあり，仲裁での効率的解決が見込める対象事案は当面おのずから限定されると思われる。また，制度・執行の両面で関係国の足並みがそろっていない状況の下での仲裁の実施は，関係国が課税事案に直面する場合のモラルハザードを増幅する可能性もあり，慎重な相手先の選択が必要となろう。

（3）源泉地ベースでの法人税との調整の問題

上述したとおり，源泉地ベースでの法人税制が一般化した状況を仮定すれば，[30] その上に乗っかる移転価格税制は，超過収益にのみ着目した所得配分に特化した算定技術ということになる。簡素化が図れて現行の残余利益分割法のように二段階ステップがより簡略化するメリットは大きい。最後にこの問題を予備的に検討してみたい。

まず，そもそもレントとそれ以外を，（現行の移転価格税制が固執している）取引単位をベースとして切り出して区分することは，それほど簡単ではないことに気付く。従って，移転価格のコンテクストで見れば，納税者・当局間さらには関連する当局の双方の間で，レントの切り分け方法を巡って一次的には紛争が激化することが容易に予測される。もちろん法人税法上のレント算定方式は客観的な定式に基づき提唱されうるとしても，各国がまったく同一の課税ベース算定方式を採り，同一の会計原則に従ってレントを算定する保証はない。そのように考えると，移転価格問題に対する新しい解決の処方箋の一つであるとの位置付けは可能であるが，税制及び執行に高度のハーモニゼーションが行われないまま源泉地ベース法人税制を採用された場合には，新たな紛争の種が生まれ，課税ベース縮小による前述のメリットを相殺してしまう恐れもあると考えられる。

Ⅳ．おわりに

本稿では，マーリーズレビューのレントを対象とした源泉地ベースの法人税の提案を国際課税の観点から観察し，その意義や問題点を予備的に検討した。移転価格や外国子会社合算税制との関連では，より踏み込んだ課税理論上の検討と実際の国際取引実務に引き寄せたフィージビリティの検証がさらに必要であろう。わが国は，2009，2010 の両年にわたり，領域主義と所得区分別アプローチを内容とする重要な国際課税制度の改革に着手した。領域主義と所得区分別アプローチは，（レントに限定するかどうかは別として）まさに源泉地ベースの法人税の構想と同一の方向性を持っている。従って，わが国こそ今後の税制改正の効果検証をも通じて，マーリーズレビューが提起した源泉地ベース法人税の妥当性の検証を行う上で適切な課税管轄の一つであると考える。

（以上）

30）移転価格の観点からは，ユニラテラルに抜本改革案を導入した国と未導入の国との間の課税を想定すると，対応的調整など困難な問題が山積することに気付くが，ここではその点には触れない。